

岩手県企業局管理規程第4号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 衛生管理	第4章 衛生管理
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 <u>健康診断</u> （第34条～第47条）	第3節 <u>健康診断等</u> （第34条～第50条）
第5章 雜則（ <u>第48条</u> ・ <u>第49条</u> ）	第5章 雜則（ <u>第51条</u> ・ <u>第52条</u> ）
附則	附則
(産業医)	(産業医)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 産業医は、この規程に定めるものほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。	2 産業医は、この規程に定めるものほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。
(1) <u>健康診断及び労働安全衛生規則</u> （昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。	(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 (3) 心理的な負担の程度を把握するための検査（法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。
(2) [略]	(4) [略]
(3) [略]	(5) [略]
(4) [略]	(6) [略]
(5) [略]	(7) [略]
(6) [略]	(8) [略]
3・4 [略]	3・4 [略]
(安全衛生管理事務主任)	(安全衛生管理事務主任)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 経営総務室の安全衛生管理事務主任は、総括安全衛生管理者の命を受けて、職員の安全の保持に必要な措置（以下「安	3 経営総務室の安全衛生管理事務主任は、総括安全衛生管理者の命を受けて、職員の安全の保持に必要な措置（以下「安

<p>全管理」という。) 及び健康の保持増進に必要な措置(以下「衛生管理」という。)に関する事務を処理するとともに、企業局長の任命する産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。</p>	<p>全管理」という。) 及び健康の保持増進に必要な措置(以下「衛生管理」という。)に関する事務を処理するとともに、企業局長の任命する産業医の命を受けてその分担に係る予防接種、<u>健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査</u>に関する事務を処理する。</p>
<p>4 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断</u> (定期健康診断)</p>	<p>4 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断等</u> (定期健康診断)</p>
<p>第35条 [略]</p> <p>2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員(療養者を除く。)については、毎年8月から翌年2月までの間に健康診断を行う。</p>	<p>第35条 [略]</p> <p>2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第1項若しくは第2項又は<u>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)</u>第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員(療養者を除く。)については、毎年8月から翌年2月までの間に健康診断を行う。</p>
<p>3・4 [略]</p>	<p>3・4 [略]</p> <p><u>(心理的な負担の程度を把握するための検査)</u></p>
<p>第48条 <u>心理的な負担の程度を把握するための検査は、全ての職員(療養者を除く。)について、毎年1回以上行う。</u></p>	<p>第48条 <u>心理的な負担の程度を把握するための検査は、全ての職員(療養者を除く。)について、毎年1回以上行う。</u></p> <p>2 <u>省令第52条の9に規定するものほか、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施の細目は、その都度総括安全衛生管理者が定める。</u></p> <p><u>(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施)</u></p>
<p>第49条 <u>産業医は、前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた実施の細目に従い、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するものとする。</u></p>	<p>第49条 <u>産業医は、前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた実施の細目に従い、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>第38条第2項及び第3項の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について準用する。</u></p> <p><u>(心理的な負担の程度を把握するための検査の記録管理)</u></p>
<p>第50条 <u>第47条の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果その他必要な事項の記録又は管理について準用する。</u></p>	<p>第50条 <u>第47条の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果その他必要な事項の記録又は管理について準用する。</u></p> <p><u>(採用時の健康診断)</u></p>
<p>第48条 [略] (秘密の保持)</p>	<p>第51条 [略] (秘密の保持)</p>
<p>第49条 [略]</p>	<p>第52条 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。